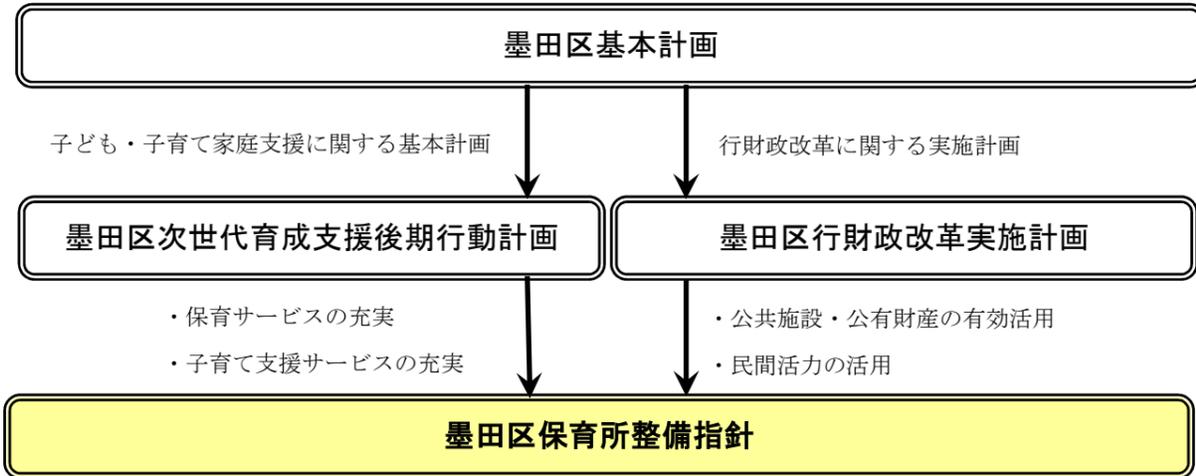


第1 趣旨

本指針は、保育所待機児童の解消に向けて、今後の保育所整備の方向性を示すものである。また、公私における保育所の役割をあらためて整理するとともに、増加・多様化する保育ニーズに的確に対応していくための方向性も明らかにし、厳しい財政状況下にあっても、安定的・継続的に保育サービスを提供していくために策定するものである。

第2 本指針の位置付け（計画体系図）



第3 本指針の基本的な考え方

- 1 保育所の公私の役割  
区立認可保育園（公設公営園）、区立認可保育園（公設民営園※）、私立認可保育園、認証保育所の役割を明確にする。  
※ 公設民営園とは、区立認可保育園のうち指定管理者制度導入園をいう。以下同じ。
- 2 保育所整備の考え方（エリア設定、基幹園設置等）  
保育所待機児童の解消や保育ニーズの増大・多様化への対応とともに、老朽化が進む保育所の再整備を踏まえて、今後の保育所整備の考え方を明らかにする。
- 3 区立認可保育園への民間活力導入の方向性  
新たな保育ニーズへの対応と効率的な保育所運営を目指し、民間のノウハウを活用した保育所整備、保育所運営の方向性を明らかにする。
- 4 本指針に基づく取組  
少子化対策、幼保一体化の取組、保育所・幼稚園・小中学校の連携など、将来の課題を見据えながら本指針に基づく今後の取組内容を示す。

第4 保育所の公私の役割

- 1 区立認可保育園（公設公営園）の役割
  - (1) 保育の実施責任  
区の保育の実施主体として、安定的、継続的に保育を実施し、社会的セーフティネットとしての責務を担う。
  - (2) 保育サービスの質の向上  
墨田区における保育ニーズや保育に関する地域の課題を的確に把握し、時代に適した保育を実施するとともに、墨田区全体の保育水準の向上を図る任務を負う。
  - (3) 地域の子育て支援  
在宅で子育てする家庭やこれらをサポートする地域の子育て支援の任務を担う。
- 2 区立認可保育園（公設民営園）の役割  
区立認可保育園の公的な性格を踏まえながら、多様な保育ニーズ（長時間延長保育等の特別保育）に応える役割を担う。
- 3 私立認可保育園の役割
  - (1) 保育の実施主体（区）の協働者として、墨田区の保育施策の一端を担う。
  - (2) 運営主体の保育理念や保育方針に基づき、特色のある保育を実践し、多様な保育サービスを供給する。
- 4 認証保育所の役割
  - (1) 地域における保育ニーズに合わせて柔軟に保育サービスを供給し、特に0歳から3歳未満の墨田区の保育を補完する。
  - (2) 東京都の認証基準を遵守し、適切な保育水準を確保する。

第5 保育所整備の考え方

- 1 エリアの設定
  - (1) エリア区分  
エリアの設定に当たっては、墨田区基本計画におけるコミュニティエリアや墨田区立学校適正配置等実施計画（平成20年3月）における「通学区域のブロック化」の考え方などを踏まえて検討する。
  - (2) 基幹園の整備  
地域における保育・子育て支援サービスの充実や保育の質の向上、保幼小中一貫教育の推進を図るとともに、危機事象発生時にも保育サービスを継続できる体制を整備するため、各エリアの区立認可保育園（公設公営園）の1園を「基幹園」に選定する。また、必要に応じて「サブ基幹園」を選定し、その園が基幹園の機能を補う。
- 2 整備方法
  - (1) 基幹園及びサブ基幹園以外の区立認可保育園（公設公営園）は、原則として、民間活力を導入（後記第6参照）することとし、保育定員の拡大や保育サービスの拡充を図る。
  - (2) 保育所を新設する場合には、原則として、私立認可保育園の整備を誘導し、地域の状況により認証保育所、家庭的保育、グループ型小規模保育室などの導入も進めていく。
  - (3) 整備数については、当該エリアにおける既存の区立認可保育園、私立認可保育園、認証保育所の保育定員や保育環境を踏まえながら、エリアごとの就学前人口や保育所待機児童数の動向、保育ニーズ等を分析して計画する。
- 3 老朽施設への対応
  - (1) 区立認可保育園  
区立認可保育園は、耐震性能等の施設状況などを踏まえて、「改築」「改修」「統廃合」を計画する。対象となる園は、施設整備に伴って「基幹園」又は「サブ基幹園」の機能を確保するとともに保育定員の拡大や保育・子育て支援サービスの充実を検討する。
  - (2) 私立認可保育園  
私立認可保育園は、運営主体である社会福祉法人等が施設状況に応じて改築又は改修を計画する。区は、計画内容を調査し支援を行うとともに、保育定員の拡大や保育サービスの充実を誘導する。

第6 民間活力導入の方向性

- 1 これまでの実績・効果
  - (1) 実施園及び保育サービス拡充内容  
平成16年度の園舎改築に合わせて、あおやぎ保育園に指定管理者制度を導入し、その後、「墨田区保育園民営化計画（平成17年9月）」を策定して区立認可保育園（公設公営園）4園に指定管理者制度を導入した。
  - (2) 財政効果  
区立認可保育園（公設民営園）5園の人員費と、区立認可保育園（公設公営園）として運営した場合の人員費を比較した場合、約21%の削減効果があった。
  - (3) 保育の質の確保  
区立認可保育園（公設民営園）5園で実施した第三者評価では、全園で保育サービス評価における標準基準を満たしており、公設民営園へ移管後も適切な保育が実践されている。
- 2 民間活力導入の手法  
「指定管理者制度導入（公設民営）」のほかに、「施設の民間移譲（民設民営）」（以下「民間移譲」という。）を選択肢に加える。
- 3 対象園選定の考え方  
民間活力を導入する対象園の選定にあたっては、基幹園又はサブ基幹園とならない区立認可保育園の中から、平成17年9月策定の「墨田区保育園民営化計画」における民営化実施園選定基準との整合性や、保育ニーズ調査に基づくエリアごとの保育サービスの需給バランスを考慮して決定する。また、区立認可保育園（公設民営園）についても、民間移譲について検討する。
- 4 民間活力導入の進め方  
民間活力の導入に当たっては、保育サービスの拡充と区財政の負担軽減の両立が可能となる一方で、運営主体が区から社会福祉法人等へ変更となることにより保護者の不安を招くといった課題が挙げられる。そこで、指定管理者制度導入又は民間移譲の標準的なスケジュールを定め、そのスケジュールに沿って民間活力を導入していく。
- 5 今後の社会情勢変化への対応  
少子化による乳幼児人口の減少に伴う保育園の統廃合、認定こども園化（幼保一体化）、保幼小中学校の連携等、近い将来に到来する子育てニーズ、社会情勢の大きな変化を見据えて整備計画を策定する。

第7 本指針に基づく取組

- 1 保育サービスに係るニーズ調査の実施  
整備計画の策定にあたっては、保育サービスに係るニーズを把握する必要があるため、ニーズ調査を実施する。また、ニーズ調査結果からエリア別の保育需要等を分析する。
- 2 整備計画の策定  
本指針に基づく具体的な保育所整備の方法・スケジュール等をまとめた整備計画（第2次民営化計画を含む。）を平成25年度に策定する。